

# 議 事 録

令和4年3月10日

|            |  |             |
|------------|--|-------------|
| 開催場所       | 本庁 2階 202・203会議室   | 13:30～15:20 |
| 会議名        | <b>第20回 伊賀市農業委員会総会</b>   |             |
| 出席者        | 吉岡康 森下光 吉岡輝 北出 玉岡 西山 前田 高田 西田 大田   |             |
|            | 山口 森中 福森 奥沢 金谷 山本 宮本 森本 北川 垣内  |             |
|            | (計18名)   |             |
| 欠席者        | 藤室 木下 坂本 福地 森下 中井  |             |
| 事務局        | 東 福山 小林 中森   |             |
| <b>議 事</b> |  |             |
| 議長         | 皆様おそろいですので、只今から第20回伊賀市農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。   |             |
| 事務局        | 本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。総数24名中18名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。   |             |
| 議長         | 今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。   |             |
| 一同         | 異議なし。  |             |
| 議長         | 次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。18番の宮本委員、20番の森本委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。  |             |
| 議長         | 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、報告第3号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。  |             |
| 事務局        | <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。<br/>         賃貸借の合意解約がなされ、報告件数15件、筆数は田39筆、畑1筆、面積は合計48,828㎡についての通知がありましたので報告いたします。</p> <p>続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。<br/>         無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田17筆、面積は合計7,282.78㎡についての通知がありましたので報告いたします。</p> <p>続きまして報告第3号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明します。<br/>         昨年に各地区で回っていただきました農地利用状況調査で、赤色に塗っていただいた箇所につきまして、再度事務局で現地を確認し、土地改良事業に基づく換地処分されている農地を除き、現地在農地と言えない状態であることが確認できた農地につきまして、今回の総会にて報告するものです。田354筆161,626.76㎡、畑165筆48,207.03㎡、合計519筆、209,833.79㎡について非農地と判断した旨報告します。</p> |             |
| 議長         | 以上について、何かご発言はございませんか。  |             |
| 議長         | ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。   |             |
| 議長         | 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について事務局より議案の朗読と説明を求めます。   |             |
| 事務局        | No.1 柘植地区、所在地は柘植町の田1筆、雑種地1筆、面積は合計1086㎡、譲受人は柘植町の〇〇さん、譲渡人は柘植町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は160aで取得後は170aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が36年で常時従事されています。農機具は、田植機、トラクター、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は現在も譲受人が管理していることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。  |             |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | No.2 壬生野地区、所在地は山畑の田4筆、面積は合計4,369㎡、譲受人は山畑の〇〇さん、譲渡人は山畑の〇〇さんです。譲受人の耕作面積が無いため、去る3月1日に新規営農面談を行いました。個人名義での農地の取得は新規になりますが、別組織で共同経営している農地で耕作を行っており、農業経験も40年と長いことから新規営農者として適当であると認められました。農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台共同所有されており、水稲を耕作されます。申請地は自宅から1km以内で取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。       |
| 事務局  | No.3 長田地区、所在地は長田の畑1筆、面積は364㎡、譲渡人は上野伊予町の〇〇さん、譲受人は三重郡朝日町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は68aで弟名義で既に耕作していることから面積は変わらず取得後も68aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で本人及び母、弟が常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有されており、柚子、ミカン等を耕作されます。申請地は拠点となる長田の居宅から車で10分と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。            |
| 事務局  | No.4 長田地区、所在地は朝屋の田1筆、面積は2,654㎡、譲渡人は大野木の(株)〇〇代表取締役〇〇さん、譲受人は朝屋の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は11aで、取得後38aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は10年で本人が常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有されており、取得後は水稲を耕作されます。自宅から2分と近隣であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。  |
| 事務局  | No.5 府中地区、所在地は山神の田1筆、面積は989㎡、譲渡人は山神の〇〇さん、譲受人は印代の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は1,178aで、取得後は1,178aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は20年で本人及び父が常時従事されています。農機具はトラクター4台、田植機、コンバインを各1台所有し、取得後は水稲を耕作されます。自宅から50mと近隣の農地であり、現在も利用権設定し耕作している農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局  | No.6 府中地区、所在地は土橋の畑1筆、面積は195㎡、譲渡人は東京都浅草区の〇〇さん、譲受人は土橋の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は51aで、取得後は53aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は6年で本人が常時従事されています。農機具は耕運機を1台所有し、取得後は柿、イチジクを耕作されます。自宅に隣接する農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。   |
| 議長   | 只今の説明に関連して柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員、長田地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。   |
| 福森委員 | No.1について説明します。2月28日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで特に問題はございません。   |
| 金谷委員 | No.2について説明します。2月25日に現地立会を行いました。現場は地元の方が耕作しており、小麦を収穫後譲受人が耕作する予定であり特に問題はございません。  |
| 西山委員 | No.3について説明します。2月28日に現地立会を行いました。弟から兄への贈与であり、現在も耕作していることから特に問題はございません。   |
| 西山委員 | No.4について説明します。2月28日に現地立会を行いました。譲受人は地元の方であり別の農地を耕作していることから、特に問題はございません。   |
| 高田委員 | No.3について説明します。2月28日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで特に問題はございません。   |
| 高田委員 | No.3について説明します。2月28日に現地立会を行いました。前回の申請の際に見落としの物件であり、特に問題はございません。   |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。  |

|      |  |
|------|--|
| 一同   | 意見なし。  |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。   |
| 一同   | 異議なし。  |
| 議長   | 議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 一同   | (挙手)   |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第1号No.1～6は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.7～10について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。   |
| 事務局  | No.7 花垣地区、所在地は予野の田7筆、面積は合計12,268㎡、譲渡人は名張市の〇〇さん、譲受人は予野の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,337aで、取得後はNo.7と8併せて2,464aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で従業員4名が常時従事されています。農地所有適格法人の要件も満たしており、農機具はトラクター3台、移植機2台、収穫機1台を所有し、取得後は水稻を耕作されます。事務所の近くであり、周辺の農地を耕作していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。                               |
| 事務局  | No.8 花垣地区、所在地は予野の田1筆、畑1筆、面積は合計492㎡、譲渡人は予野の〇〇さん、譲受人は予野の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,337aで、取得後はNo.7と8併せて2,464aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で従業員4名が常時従事されています。農地所有適格法人の要件も満たしており、農機具はトラクター3台、移植機2台、収穫機1台を所有し、取得後は水稻及び野菜を耕作されます。事務所の近くであり、周辺の農地を耕作していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。                           |
| 事務局  | No.9 河合地区、所在地は石川の畑1筆、面積は181㎡、譲渡人は石川の〇〇さん、譲受人は石川の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は105aで、取得後は107aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は50年で本人が常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、耕運機を1台所有し、取得後は水稻を耕作されます。自宅に近隣の農地であり、既に取得する農地を耕作していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。なお、本日地元の農業委員さんは欠席ですが、去る2月28日に現地確認を行い、既に譲受人が耕作している農地であることから問題はないということで確認いただいたところです。 |
| 事務局  | No.10 鞆田地区、所在地は東湯舟の田1筆、面積は1,226㎡、譲渡人は猪田の〇〇さん、譲受人は東湯舟の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は122aで、取得後は135aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は40年で本人が常時従事されています。農機具は地元の営農組合が所有するトラクター、田植機、コンバインを使用し、取得後は水稻を耕作されます。自宅から5分の農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。   |
| 議長   | 只今の説明に関連して花垣地区担当委員、河合地区担当委員、鞆田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。   |
| 森中委員 | No.7について説明します。2月25日に現地立会を行いました。地元の人が継続して耕作をしており、譲受人が耕作することから、特に問題はございません。  |
| 森中委員 | No.8について説明します。2月25日に現地立会を行いました。現在少し荒れている農地を譲受人が耕作し、水稻・野菜を耕作する予定であることから、特に問題はございません。  |

|      |   |
|------|---|
| 山本委員 | No.10について説明します。2月28日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題はございません。  |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。   |
| 一同   | 意見なし。   |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7～10について、一括して採決することに異議はございませんか。   |
| 一同   | 異議なし。   |
| 議長   | 議案第1号No.7～10について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 一同   | (挙手)  |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第1号No.7～10は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.11～16について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。  |
| 事務局  | No.11 小田地区、所在地は小田の畑1筆、面積は195㎡、譲渡人は小田町の〇〇さん、譲受人は喰代の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は263aで取得後の耕作面積は265aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年、小田町に居住する母が50年、2人の弟もそれぞれ20年10年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台、トラクターは3台所有しています。申請地は母の居住する実家から車で5分と通作について問題ありません。渡し人の夫が亡くなり農地を整理していたところ受人の母が友人で贈与により取得することになりました。取得後は野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局  | No.12 中瀬地区、所在地は寺田の田1筆、面積は1,314㎡、譲渡人は兵庫県宝塚市の〇〇さん、譲受人は、寺田の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は107aで取得後の耕作面積は120aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から徒歩5分で通作について問題ありません。申請地は遠方に居住する受人の妹名義の農地で、今後も管理ができないため贈与により受人が取得することになりました。取得後も水稻、を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。                          |
| 事務局  | No.13 中瀬地区、所在地は高畑の畑1筆で、面積は102㎡、譲渡人は高畑の〇〇さん、譲受人は、高畑の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は85aで取得後の耕作面積は86aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年農業に従事しており問題ありません。農機具は、耕耘機を1台所有しています。申請地は自宅すぐ南側の土地で通作について問題ありません。申請地は自宅から道路を挟んで南側の農舎の南側の畑で、受人の農地と隣接しており、渡し人が農地を整理しておりこの度贈与により受人が引き受けることになりました。取得後は野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。                                |
| 事務局  | No.14 猪田地区、所在地は上之庄の田1筆で、面積は923㎡、譲渡人は上之庄の〇〇さん、譲受人は上之庄の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は190aで取得後の耕作面積は199aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年、妻が50年、子と子の妻も20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、コンバイン、耕耘機、田植え機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から5分と通作について問題ありません。申請地は、渡し人が経営縮小により農地を整理しており周辺を耕作している受人が引き受けることになりました。取得後も水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。                     |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | No.15 猪田地区、所在地は上之庄の畑1筆で、面積は1,348㎡、譲渡人は上之庄の〇〇さん、譲受人は、上之庄の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は83aで取得後の耕作面積は96aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が45年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、コンバイン、田植え機、耕耘機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から5分と通作について問題ありません。申請地は渡し人が経営縮小により農地を整理しており隣接する農地を耕作している受人が引き受けることになりました。もともとブドウを栽培していた農地ですが荒れていた期間があり棚など整理し、ぶどうを作付けし直す予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局  | No.16 上津地区、所在地は瀧の田3筆で、面積は合計3,634㎡、譲渡人は桐ヶ丘の〇〇さん、譲受人は、坂下の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は28aで取得後の耕作面積は64aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が10年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクタ、コンバイン、田植え機、乾燥機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から車で3分と通作について問題ありません。渡し人が離農し、これまでも受人が耕作していた農地を引き受けることになり、取得後も水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。  |
| 議長   | 只今の説明に関連して小田地区担当委員、中瀬地区担当委員、猪田地区担当委員、上津地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。   |
| 玉岡委員 | No.11について説明します。3月2日に現地立会を行いました。道路に面した農地で事務局の説明のとおりで、特に問題はございません。  |
| 西田委員 | No.12について説明します。3月1日に現地立会を行いました。兄弟で実家の兄に贈与するものであり、特に問題はございません。   |
| 西田委員 | No.13について説明します。3月1日に現地立会を行いました。既に譲受人が耕作をしていることから、特に問題はございません。   |
| 西田委員 | No.14について説明します。3月1日に現地立会を行いました。譲渡人が耕作できなくなった土地を譲受人が耕作するものであり、特に問題はございません。   |
| 山口委員 | No.15について説明します。2月28日に現地立会を行いました。現在ブドウ畑で荒れている農地をブドウ畑に戻す申請であり、特に問題はございません。  |
| 森本委員 | No.16について説明します。3月2日に現地立会を行いました。譲受人が耕作していた農地を買い受けるものであり、特に問題はございません。   |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。   |
| 一同   | 意見なし。   |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.11～16について、一括して採決することに異議はございませんか。  |
| 一同   | 異議なし。   |
| 議長   | 議案第1号No.11～16について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 一同   | (挙手)  |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第1号No.11～16は原案のとおり許可することに決定しました。   |
| 議長   | 続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～2について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | No.1 友生地区、所在地は中友生の畑2筆、面積は234㎡、転用しようとする地目は宅地及び雑種地です。申請人は中友生の〇〇さんです。施設の概要は、住宅敷地、駐車場及び進入路として利用するものです。申請地は名阪国道友生インターから東へ約2kmに位置し集落内に介在する狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地の一部には築50年以上の蔵と住宅が建築されていることから顛末書を添付しての申請となっております。蔵と住宅の他、新たに自家用駐車場スペース及び進入路を整備する計画で、申請地が自宅に隣接して利便性もよく他に代替地もないことから今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より1か月間の計画です。駐車場と進入路部分はコンクリート舗装を行います。取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。住宅部分については既存のまま利用する計画で、汚水排水も現在と同様に合併浄化槽から排水路へ放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。                      |
| 事務局  | No.2 上野地区、所在地は服部町三丁目の畑1筆、面積は174㎡、転用しようとする地目は宅地です。申請人は上野車坂町の〇〇さん。施設の概要は、居宅1棟の新築です。申請地は、伊賀市役所旧庁舎から北東2kmに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、開発が進み集合住宅など住宅の建築が進んでいる地域で農地として利用することは生産性がなく、子供世帯が移住して居住していた居宅が手狭になり、申請者が所有していた申請地を住宅建築分のみ分筆し居宅の新築を行うもので、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみです。取水は南側道路埋設水道管より上水が引き込まれています。排水は、雑排水については、合併浄化槽を設置して既設排水路へ放流、雨水については、宅地内に集水桝を設置し既設排水路へ放流する予定です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。 |
| 議長   | 只今の説明に関連して、友生地区担当委員、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。   |
| 大田委員 | No.1について説明します。2月24日に現地立会を行いました。現地は既に宅地として利用している箇所を駐車場にする計画であり、特に問題はございません。   |
| 玉岡委員 | No.2について説明します。3月2日に現地立会を行いました。周囲は住宅が密集したところに居宅を新築するものであり、特に問題はございません。  |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。  |
| 一同   | 意見なし。  |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 一同   | (挙手)   |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第2号No.1～2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。   |
| 議長   | 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～5について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。   |
| 事務局  | No.1 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は1,160㎡、譲受人は大阪府中央区の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、譲渡人は横浜市戸塚区の〇〇他2名で、転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀鉄道新居駅から北へ10mほどで、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は圃場整備されていない不整形な生産性の低い農地で周囲も太陽光発電施設が増えてきており転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から5か月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを336枚設置し、設置割合は40%を超えています。なお、本申請はフィット法によらない太陽光発電施設となっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | No.2 新居地区、所在地は東高倉の田1筆、面積は9.91㎡、譲渡人は東高倉の〇〇さん、譲受人は小杉の〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、進入路として利用するものです。申請地は伊賀鉄道新居駅から北西へ約200mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は譲受人が購入する宅地に隣接して利便性もよく他に代替地もないことから今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年7月31日までの計画です。土地造成は隣接する道路高で整地します。取水はなく排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。  |
| 事務局  | No.3 三田地区、所在地は三田の田2筆、面積は合計917㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲受人は大阪府東大阪市の〇〇株式会社さん、譲渡人は亀山市の〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地はJR伊賀上野駅から北へ約600mに位置し都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。譲渡人が遠方に住んでおり農地の管理ができないことから、今後は太陽光発電施設として活用したいとのことで今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より1か月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを238枚設置し、設置率は40%を超えております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。                      |
| 事務局  | No.4 友生地区、所在地は界外の畑1筆、面積は76㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大阪府東大阪市の〇〇さん、譲受人は界外の〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、自宅の庭として利用するものです。申請地は伊賀市立友生保育園から西へ約300mに位置し周囲を宅地に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は譲受人宅に隣接して利便性もよく、また譲渡人が遠方に住んでいて管理できないことから今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より1か月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。  |
|      | No.5 西柘植地区、所在地は下柘植の田2筆、畑5筆、面積は合計2,096㎡、譲渡人は下柘植の〇〇さん他1名、譲受人は奈良県橿原市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんで転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は名阪国道下柘植インターから西へ約300mに位置し、10ha未満の小規模集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地は圃場整備されていない不整形な生産性の低い農地で周囲も太陽光発電施設が増えてきており転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和4年6月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを895枚設置し、設置割合は40%を超えております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 議長   | 只今の説明に関連して、新居・三田地区担当委員、友生地区担当委員、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。  |
| 前田委員 | No.1について説明します。2月22日に現地立会を行いました。譲渡人が遠方に居住し管理できないことから太陽光発電施設を設置するものであり、やむを得ないと判断しました。  |
| 前田委員 | No.2について説明します。2月22日に現地立会を行いました。自宅駐車場への進入路への転用であり、特に問題はございません。  |
| 前田委員 | No.3について説明します。2月22日に現地立会を行いました。譲渡人が遠方に居住が管理できない農地を活用して太陽光発電施設を設置するものであり、やむを得ないと判断しました。   |

|      |   |
|------|---|
| 大田委員 | No.4について説明します。2月24日に現地立会を行いました。譲渡人が遠方で譲受人の宅地に隣接する土地であり、特に問題はございません。   |
| 奥澤委員 | No.5について説明します。2月25日に現地立会を行いました。水利がよくなって耕作していなかった農地に太陽光発電施設を設置するものであり、やむを得ないと判断しました。   |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。   |
| 一同   | 意見なし。   |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。<br>議案第3号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。  |
| 一同   | 異議なし。   |
| 議長   | 議案第3号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 一同   | (挙手)  |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第3号No.1～5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。<br>議案第3号No.6～9について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。   |
| 事務局  | No.6 壬生野地区、所在地は川東の畑1筆、面積は221㎡、賃借人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さんです。転用しようとする地目は宅地です。施設の概要は、倉庫として利用するものです。申請地は伊賀市立壬生野小学校の東側に隣接し、土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが農用地には入っておりません。賃借人が平成5年に農舎を建築し使用していましたが、今回申請地横に居住する賃借人が事業用の倉庫として借り受けたいとのこと。賃借人は竹細工職人で事業に使う道具や資材の保管用倉庫として使用する計画です。申請地は第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから例外的に許可し得るものとなります。工事計画としては既に建築されている農舎をそのまま利用するため完成済です。排水は雨水のみで現在と同様に既設水路へ放流します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 事務局  | No.7 山田地区、所在地は炊村の畑1筆、面積は44㎡、譲渡人は千歳の〇〇さん、譲受人は炊村の〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、進入路、駐車場として利用するものです。申請地は伊賀市立大山田小学校から北へ約1kmに位置し、集落内に介在する狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は譲受人の自宅から10mほどで駐車場として利用するために利便性がよく、他に代替地もないことから今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年4月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。   |
| 事務局  | No.8 府中地区、所在地は千歳の田1筆、面積は602㎡、転用しようとする地目は雑種地です。津地方裁判所伊賀支部の競売物件で去る2月16日に申請者が最高価申込者に決定され、売却決定を受けた柘植町の〇〇さんが譲受人です。施設の概要は、建設業用の資材置場として利用する計画です。申請地は、佐那具郵便局から南西へ約900mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は裁判所の競売物件ですが、申請者の建設用資材置場として使用することから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。  |



|      |   |
|------|---|
| 事務局  | No.9 猪田地区、所在地は山出の田8筆、面積は7,661㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は猪田の〇〇さん、山出の〇〇さん、譲受人は、大阪府八尾市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、施設の概要は、従業員駐車場91台分と資材置場及び緑地として利用するものです。申請地は、伊賀市立成和東小学校から南に200mに位置する農地で、10ha以上の規模の一団の農地域内にある農地であることから第1種農地と判断します。隣接地にある既存工場を拡張する計画となっており、既存工場の敷地面積が16,460㎡であるため、農地法施行規則第35条第1項第5号の既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するため、例外的に許可し得るものです。転用計画によると、全体面積7,661㎡について、駐車場3,383㎡、資材置場322㎡、緑地3,956㎡を整備する内容となっております。工事計画としては、土地造成は西側道路敷地まで盛土を行い整地します。取水はなく、排水は雨水のみで敷地南側に水路を新設し集水柵を設け、既存の農業用排水路へ放流します。水路を管理する地元の水利組合と協議を行い了解を得ています。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。 |
| 議長   | 只今の説明に関連して、壬生野地区担当委員、山田地区担当委員、府中地区担当委員、神戸地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。   |
| 金谷委員 | No.6について説明します。2月25日に現地立会を行いました。譲受人は竹細工職人で竹細工の材料を置くための資材置場ということで、特に問題はございません。  |
| 宮本委員 | No.7について説明します。2月25日に現地立会を行いました。自宅の駐車場及び進入路として利用するものであり、特に問題はございません。   |
| 高田委員 | No.8について説明します。2月25日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題はございません。   |
| 山口委員 | No.9について説明します。2月28日に現地立会を行いました。地元地区との協議が長引いたため申請が今となったが協議がなされたことから、特に問題はございません。   |
| 西田委員 | No.6は倉庫が建ててあったのか？建てるのか？   |
| 事務局  | 建ててありました。   |
| 西田委員 | No.9は第1種農地を例外適用し転用するということか？   |
| 事務局  | 例外規定を適用し二分の一拡張により転用するものである。   |
| 議長   | 続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1～3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。  |
| 事務局  | No.1 壬生野地区、所在地は山畑の田1筆、面積は118㎡、現況は宅地です。願出人は山畑の〇〇さんです。場所は伊賀市立壬生野小学校から東へ約2kmにあり、集落内に介在する狭小な農地であることから第2種農地と判断します。願出人が昭和57年に倉庫を建築したとのことで、固定資産の課税台帳でも同様の内容を確認しております。現地調査の結果、現在も倉庫があり農地に復元することは困難であるため非農地として問題ないと判断しました。   |
| 事務局  | No.2 山田地区、所在地は出後の畑1筆、面積は327㎡、現況は宅地です。願出人は上阿波の〇〇さんです。場所は伊賀市役所大山田支所から南東に約700mにあり、集落内に介在する狭小な農地であることから第2種農地と判断します。平成12年以前に願出人の親族が経営する土木会社が倉庫兼事務所を建築し宅地として利用されております。国土地理院発行の20年前の航空写真からも建物が建築されていることが確認でき、現地調査の結果、現在も倉庫として利用しており農地に復元することは困難であるため非農地として問題ないと判断しました。   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | No.3 花垣地区、所在地は予野の田3筆、畑2筆、面積は合計1,425㎡、現況地目は山林です。願出者は名張市の〇〇さんです。場所は、花垣地区市民センターの1km圏内に位置する土地で、周囲を山林等に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、20年以上前に雑木を植林されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。   |
| 議長   | 只今の説明に関連して、壬生野地区担当委員、山田地区担当委員、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。   |
| 金谷委員 | No.1について説明します。2月25日に現地立会を行いました。昭和57年に倉庫を建設されており宅地へ変更したい旨の申請であることから、特に問題はありません。   |
| 宮本委員 | No.2について説明します。2月25日に現地立会を行いました。既に小屋が建っており近隣にも影響がないことから、特に問題はありません。   |
| 森中委員 | No.3について説明します。2月25日に現地立会を行いました。申請地については直径15～20cmの木が植えられていることから、特に問題はありません。   |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。  |
| 一同   | 意見なし。  |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。   |
| 一同   | 異議なし。  |
| 議長   | 議案第4号No.1～3について、原案のとおり非農地として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 一同   | (挙手)   |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第4号No.1～3は原案のとおり下付することに決定しました。  |
| 議長   | 続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。  |
| 事務局  | <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定39件、再設定46件で、田177筆、畑15筆で合計192筆。計画面積は合計329,615.61㎡です。</p> <p>(利用権全体説明)</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p> |
| 議長   | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。  |
| 一同   | 意見なし   |
| 議長   | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 一同   | (挙手)   |
| 議長   | 全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。  |
| 議長   | つづきまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。   |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 特になし  |
| 議長  | 以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。 |
| 議長  | ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第20回総会を閉会いたします。                       |

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和4年4月7日

会長

吉岡 康夫

Ⓜ

議事録署名者

宮本 長生

Ⓜ

議事録署名者

森本 吉光

Ⓜ